

第2次

富士河口湖町総合計画

後期基本計画

2023~2027

概要版



ふじびゃん。

富士河口湖町



① 総合計画策定の趣旨

平成 30 (2018) 年に第2次富士河口湖町総合計画 (以下、「総合計画」という。) を策定し、令和4 (2022) 年度をもってこの第2次総合計画前期基本計画の計画期間が終了することから、第2次総合計画前期基本計画の評価を経て後期基本計画を策定します。

後期基本計画は、町民のまちづくりへの思いや本町を取り巻く社会情勢や環境などを反映した、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるための町政の基本となる施策を明らかにし、計画的な行財政運営を推進することを目的としています。

新たな時代を迎えるにあたり、より効率的で効果的な町行財政運営が求められることから、これからの住民活動と町行財政運営の指針となる令和5 (2023) 年度からの5年間を見通した「第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画」を策定しました。

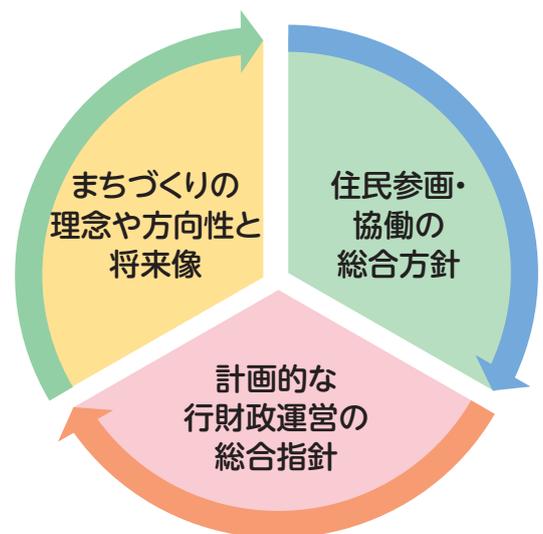
② 総合計画の役割

総合計画は、本町における最上位計画であり、まちづくりにおいて長期的展望を持ちながら目指すべき将来像を示すとともに、計画的かつ効率的な行政運営の指針を盛り込み、本町における各分野の施策や事業を展開する上での基本的な指針となり、「まちづくりの理念や方向性と将来像」、「住民参画・協働の総合指針」、「計画的な行財政運営の総合指針」を明らかにする役割があります。

多様な主体によるまちづくりを推進していくために「**まちづくりの理念や方向性と将来像**」を明らかにし、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎としての役割があります。

個性的な地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いが対等な立場で協働し、より一層の連携を深めてまちづくりを推進するための「**住民参画・協働の総合指針**」としての役割があります。

本町には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、実行できる行財政体制の確立が求められており、選択と集中を踏まえた自立したまちを経営・マネジメントする視点に立った「**計画的な行財政運営の総合指針**」としての役割があります。



③ 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「基本事業」で構成されており、それぞれの内容構成と期間は以下のとおりとなっています。

基本構想

基本構想は、本町の特性、町民のニーズ、時代の潮流、直面している課題等を検討し、これらを踏まえて、基本理念や将来像、基本目標などを示すものであり、平成30(2018)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

基本計画

基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、適切な進行管理と状況に応じた施策展開を図るため、前期5年(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)、後期5年(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)に分けています。

基本事業

基本計画に掲げられる施策に基づき、具体的に実施する事業が展開されますが、事業の優先順位や具体的な事業内容・財源等を示し、毎年度評価・見直しをするPDCAマネジメントサイクルを「第2期富士河口湖町人口ビジョン・地方創生総合戦略」の各事業と一体的に進めていきます。

【総合計画の構成と期間】

年度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
基本構想	基本構想 10年(平成30～令和9年度)									
基本計画	前期基本計画 5年(平成30～令和4年度)					後期基本計画 5年(令和5～9年度)				
基本事業	PDCA マネジメントサイクルにより毎年度評価・見直し									



④ 町民のまちづくりへの思い

・町民意識アンケートの実施

本計画の策定にあたり、令和3（2021）年9～10月に実施した町民意識調査アンケートから、町民のまちづくりへの思い（ニーズ）を検証し、計画に反映しています。

・こども未来会議の実施

本町の魅力や目指すべき姿などについて、意見・提案をいただくことを目的に、次世代を担う町内に在住の中学校3校、高校4校より44名の生徒にご協力頂き、「第2次富士河口湖町総合計画 後期基本計画」策定のための議論を行い、計画へ反映しました。

⑤ まちづくりの基本理念と将来像

「本町の魅力」、「本町を取り巻く社会情勢と環境」、「町民のまちづくりへの思い」から、本町における様々な特色を踏まえ、まちづくりの基本理念を本計画全体に浸透させ、長期的な展望に立ったまちづくりを進めていきます。

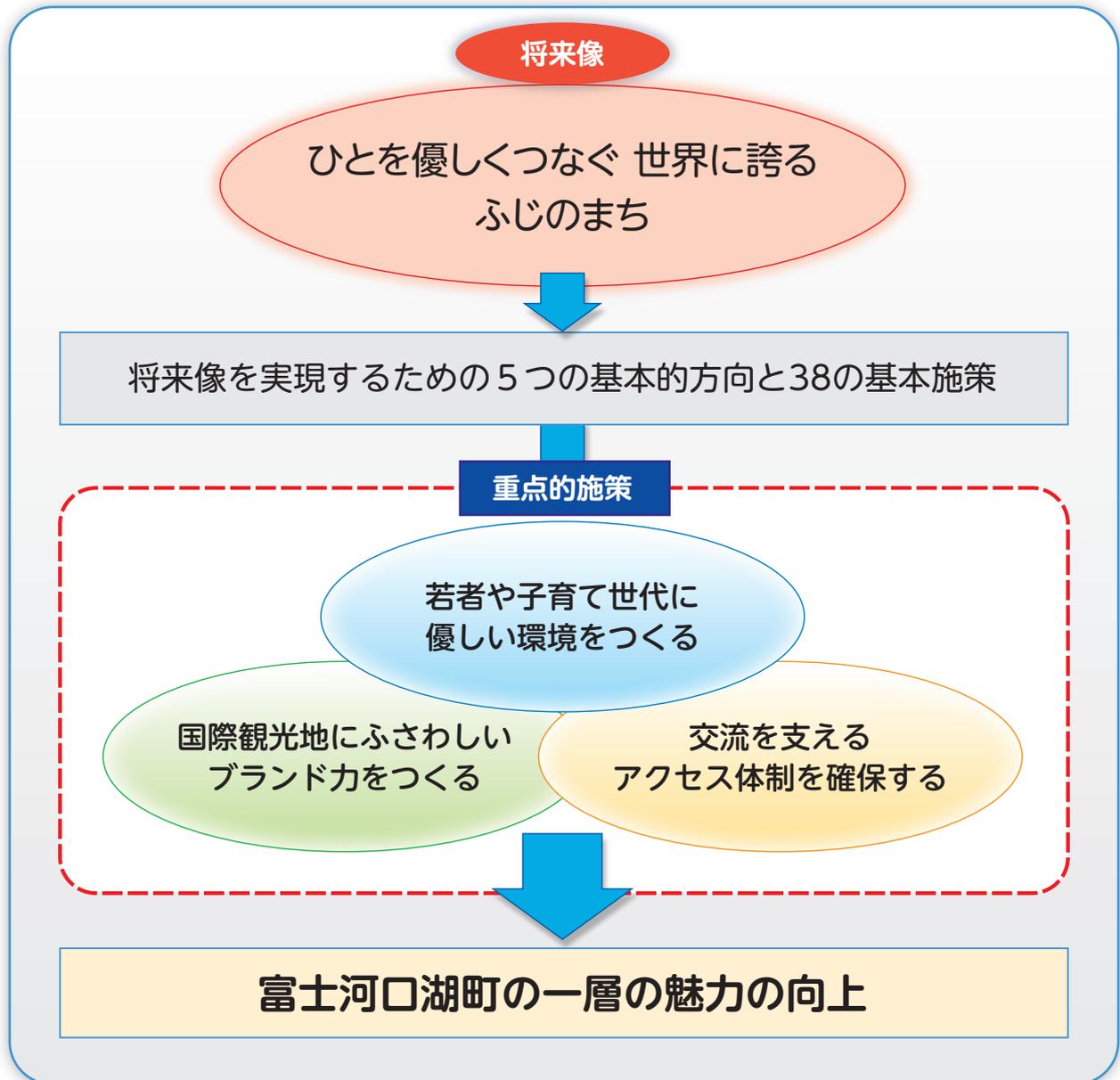
将来像は、計画策定にあたっての基本的な視点やまちづくりの基本理念を踏まえ、将来のまちの姿を表しています。



⑥ 重点施策

まちの将来像の実現にあたっては、本計画に掲げる5つの基本的方向による38の施策を、選択と集中の視点で効率的かつ効果的に推進していかなければなりません。また今後特に力を入れて取り組むべき3つの重点的施策を設定します。この重点的施策については庁内の関係部署間だけではなく行政以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、より一層の効果を上げることを目指します。

重点的施策の位置付け



⑦ 将来像を実現するための5つの基本的方向と38の基本施策

基本的方向1

ひとが暮らしやすいまち

多彩な自然環境は、本町の大きな魅力・財産であり、次の世代に継承していくことは大変重要です。また、防災・減災・防犯への対策、道路・交通環境の整備、高度情報化への対応や公園等身近な住環境整備を進め、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

政策分野	基本施策
自然環境・景観 代表的なSDGs 	1 自然環境・水資源の保全 2 湖・河川の保全と活用 3 景観の保全と形成
防災・防犯 代表的なSDGs 	4 防災・減災対策の取組 5 消防・救急体制の充実 6 交通安全と防犯体制の充実
生活基盤 代表的なSDGs 	7 道路網の充実 8 交通網の充実 9 高度情報ネットワーク社会への対応
生活環境 代表的なSDGs 	10 環境衛生・循環型社会の実現 11 上下水道の整備 12 住環境の整備 13 公園・緑地・広場の整備

基本的方向2

ひとを育むまち

中長期的な人口対策として、第一に子育て世代が安心して子どもを育てることでできる環境を整えます。また、子どもたちには、変動する社会情勢に的確に対応できる生きる力が必要とされ、誰もが健康で充実した質の高い生活を送れるよう教育・スポーツ・文化の振興を図り、誇りや愛着心を持って次代のまちづくりを推進していく人材の育成を進めていきます。

政策分野	基本施策
子育て 代表的なSDGs 	14 子育て支援の充実 15 児童福祉・ひとり親福祉の充実
教育 代表的なSDGs 	16 生きる力を育む教育の充実 17 教育環境の充実
生涯学習・芸術文化 代表的なSDGs 	18 生涯学習活動の支援 19 スポーツ・レクリエーション活動の支援 20 歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興

基本的方向3

ひとに優しいまち

今後、団塊の世代が75歳に到達し、高齢化が一層進んでいきます。健康寿命の延伸を図り、誰もがいつまでも健康で住み慣れた環境で活動ができるように、保健・医療・福祉の連携が図られた、地域での支え合いによるまちづくりを推進していきます。

政策分野	基本施策
保健・医療 代表的なSDGs 	21 健康寿命の延伸 22 食育の推進 23 地域医療体制の充実
福祉 代表的なSDGs 	24 地域福祉の推進 25 高齢者福祉の充実 26 障がい者福祉の充実
社会保障 代表的なSDGs 	27 社会保障制度の充実

基本的方向4

ひとが交わるまち

本町は、今も昔も、国内外から多くの人々を惹きつけて、ひととひとが交わりつながる拠点として存在しています。その交流の場をさらに磨き、受け入れ環境等の充実を図るとともに、その交流の働きを農林水産・畜産業、観光業との連携による付加価値の向上につなげながら、工場等の誘致など産業振興に努め、新たな雇用の創出に結びつけていきます。

政策分野	基本施策
産業 代表的なSDGs 	28 農林水産・畜産業の振興 29 商工・サービス業の振興
観光 代表的なSDGs 	30 観光の振興
雇用 代表的なSDGs 	31 雇用・勤労者への対策
交流 代表的なSDGs 	32 交流活動の推進



基本的方向 5

ひとの知恵と工夫でつなぐまち

男女がともに支え合いながら個性や能力が発揮でき、住民一人一人の人権が尊重されるまちを形成していく必要があります。

町や地域を次世代に引き継いでいくためには、人口減少の進行に伴う担い手不足等の諸問題を、町に関わる全てのひとの知恵と工夫、周辺地域との連携の中で解決していかなければなりません。地域コミュニティによる支え合いの中で、全てのひとがお互いの役割を理解し、町民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。

また、厳しい財政状況の中では、町民との協働を軸においた、業務の標準化や効率化を促進し、町民満足度の向上を目指した健全な行財政運営を進め、信頼される行政を目指していきます。

政策分野	基本施策
人権尊重・男女共同参画 代表的なSDGs 	33 人権尊重の推進 34 男女共同参画社会の推進
参画・協働 代表的なSDGs 	35 住民参画による協働
コミュニティ 代表的なSDGs 	36 コミュニティ活動の推進
行財政運営 代表的なSDGs 	37 行財政運営の推進 38 広域行政の促進



編集：富士河口湖町 政策企画課
 〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地
 電話 0555-72-1111(代) FAX 0555-72-0969

総合計画
 本冊はこちら

